

議案第178号

南部工場解体工事請負契約の一部変更に関する専決処分について

南部工場解体工事請負契約の相手方である建設工事共同企業体からの構成員の脱退に伴い、市民生活及び工事に関係する他の事業者への影響を考慮し、当該工事請負契約の相手方を早急に変更する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月25日次のように専決処分した。

議案第175号をもって平成28年9月20日に議会の議決を経た南部工場解体工事請負契約の一部を次のように変更する。

1 契約の相手方 奥村・橋本・平建設工事共同企業体

代表者 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号

株式会社 奥村組

福岡市東区箱崎ふ頭三丁目9番13号

株式会社 橋本組

福岡市博多区博多駅南六丁目13番21号

株式会社 平組

元議決 奥村・西中洲樋口・橋本・平建設工事共同企業体

代表者 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号

株式会社 奥村組

福岡市中央区西中洲12番13号

株式会社 西中洲樋口建設

福岡市東区箱崎ふ頭三丁目9番13号

株式会社 橋本組

福岡市博多区博多駅南六丁目13番21号

株式会社 平組

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年9月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎